

事 務 連 絡  
令 和 3 年 4 月 30 日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療観察法対象者に対する新型コロナウイルス感染症に係る  
予防接種の実施について（周知）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の対象者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室より別添のとおり通知されておりますので、御連絡いたします。

事務連絡  
令和3年4月28日

東北  
関東信越  
東海北陸  
近畿  
中国四国  
九州

厚生局健康福祉部医事課長 殿

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

医療観察法医療体制整備推進室長

医療観察法入院対象者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の  
適切な実施について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第2条第4項に規定する指定入院医療機関に対する指導等については、かねてより特段の御配慮をいただいているところですが、今般、医療観察法入院対象者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の適切な実施について、各指定入院医療機関の管理者に対し別添のとおり通知したので御承知願います。

貴職におかれましては、指定入院医療機関への指導等を通じ、入院状況の迅速な把握についてお願いするとともに、引き続き、医療観察法の円滑な業務の運営について御協力をお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 28 日

各指定入院医療機関管理者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課  
医療観察法医療体制整備推進室長

医療観察法入院対象者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の  
適切な実施について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）の運用につきましては、日頃から格別の御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施主体となって行われるところ、その接種に当たっては、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととなっています。

一方、医療観察法に基づく入院対象者については、貴院所在地の市町村に住民登録がなされていない場合があることから、新型コロナ予防接種については、入院対象者の住民票所在地と貴院所在地が異なる場合であっても、住民票所在地の市町村が接種対象者に対して発行する接種券を医療機関が確認することにより、貴院が接種実施医療機関として又は接種実施医療機関の医師の巡回により接種を行うことが可能となっています。

本取扱いについては通常のお病棟の入院患者と同様の取扱いとなっておりますので、医療観察法の入院対象者についても新型コロナ予防接種の適切な実施に御協力をお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容は、追って当省健康局健康課予防接種室から各自治体宛

てに周知される予定です。

入院対象者への医療につきましては、各指定入院医療機関における懸命なる御対応について十分承知しているところですが、医療観察法の円滑な運用を図るため、引き続き、御協力をお願い申し上げます。